



議会だより

平成24年 8月 1日発行
 発行 青森県上北郡横浜町議会
 〒039-4145
 青森県上北郡横浜町字寺下35
 電話 (0175) 78-2111
 F A X (0175) 78-2118
 編集 議会広報編集委員会



むつ市 小林 誠さん 「浮雲と菜の花畑」
 大豆田地区菜の花フェスティバル会場付近から
 満開の菜の花・青空と風車

二十四年度 菜の花フォトコンテスト
 最高賞に輝く特選

●第二回定例議会 審議した議案の主な内容	P 2～
●一般質問に3人登壇	P 4～
大澤弘悦議員、秋田義美議員、沖津正博議員	
●常任委員会報告	P 7～

平成24年

第2回定例町議会

平成24年第2回定例町議会は、6月12日(火)から14日(木)までの3日間の日程で開催し、TPPへの参加反対の意見書を求める請願ほか、23年度専決補正予算、条例改正、24年度補正予算議案などを慎重審議し、原案のとおり採択3件、承認8件、可決8件をしました。
一般質問には、大澤弘悦議員、秋田義美議員、沖津正博議員、の3人が登壇し、町当局の考えをいただきました。

6月定例会「こんなこと」を決めました。

審議した議案の主な内容

英語指導助手(ALT)を

採用します。

◎外国語指導助手の報酬及び費用弁償に関する条例

外国青年招致事業により新規に小・中学生の語学指導を行う外国語指導助手を採用することに伴い、その報酬及び費用弁償に関する必要な事項を定める。

原案可決

◎議会の議決すべき事件に関する条例

十和田市及び三沢市を共同中心市として定住自立圏を形成するための協定の締結変更にあつては、定住自立圏構想推進要綱において議会の議決を得ることが定められているため、地方自治法第九十六条第二項の規定に基づき、議会の議決に付すべき事件に定める条例を制定するもの。

原案可決

◎日本一の菜の花の都保護基金条例を廃止する条例

町のシンボルである菜の花を重要な観光資源である菜の花を保護するため、ダイレクトメールや菜の花会場での基金箱設置等を行い資金を積み立てる計画でありましたが、数年たつても資金が思うように集まらないまま現在に至っており、当初の目的を達することができないため条例を廃止するもの。

原案可決

◎横浜町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例

「青森県ひとり親家庭医療費助成事業実施要領」の一部改正に伴い、当町におけるひとり親家庭等医療費給付条例の一部改正するもの。

原案可決

専決処分した事項の報告・承認を求める件

◎青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更

構成団体である公立金木病院組合が平成二十四年三月三十一日をもって解散することにより、関係地方公共団体と協議する必要が生じ、地方自治法第七十九条第一項の規定に基づき、三月二十一日までに関係書類を提出する必要がある、議会を招集するいとまがないと認め、専決処分したものの。

原案承認

◎町税条例の一部を改正する条例

町民税の申告等、固定資産税における土地の価格の特例の期間延長に関する条例の一部を改正する条例を定め、課税事務に支障のないよう専決処分したものの。

第三十六条の二

・年金所得以外の所得がない場合の寡婦控除額の申告書提出

出不要

(申告手続きの簡素化) など

原案承認

◎一般会計補正予算(第十号・第十一号)

◎国民健康保険特別会計補正予算(第五号)

◎介護保険特別会計補正予算(第五号)

◎後期高齢者医療特別会計補正予算(第三号)

◎水道事業会計補正予算(第四号)

原案承認

陳情

◇公的年金の改悪に反対する意見書提出を求める陳情

○提出者
青森市中央二丁目六一六
全日本年金者組合青森県本部
執行委員長 千代谷邦弘

◇「こころの健康を守り推進する基本法」(仮称)の制定

《23年度専決補正予算》

- 一般会計
 - 既定予算総額 歳入歳出に9,811万円を追加し
 - 予算総額 38億7,187万5千円とする
 - 農業振興費 融雪促進対策事業費補助金 25万円増額
 - 道路除雪費 2,757万7千円増額
 - 合併浄化槽設置整備費事業補助金 259万5千円減額
 - 住宅管理工事費 345万5千円減額
 - など
- 国民健康保険特別会計
 - 既定予算総額 歳入歳出に463万6千円を追加し
 - 予算総額 7億9,438万1千円とする
 - 予備費 459万8千円増額
 - その他財源の付け替えなど
- 介護保険特別会計
 - 既定予算総額 歳入歳出に141万4千円を減額し
 - 予算総額 6億3,400万3千円とする
 - 第5次介護保険事業計画策定委託料 92万4千円を減額
 - 日常生活圏域ニーズ調査委託料 76万6千円減額
 - など
- 後期高齢者医療特別会計
 - 既定予算総額 歳入歳出に3千円を追加し
 - 予算総額 4,096万3千円とする
 - 電算システム保守委託料、機器賃借料 33万6千円増額
 - 後期高齢者医療広域連納付金 29万6千円減額
 - など
- 水道事業会計
 - 収益的収入及び支出の補正
 - 支出の部 営業費用 12万4千円増額
 - 資本的収入及び支出の補正
 - 収入の部 工事負担金 20万円減額

を求める意見書提出に関する陳情書

○提出者 青森市桂木三丁目二五―十 下山 洋雄

請願

◇TPPへの参加反対の意見書を求める請願

○提出者 青森市大野字若宮二六五―一九 食と農を守る青森の会 代表者 神田 健策

発議

◇「公的年金二・五％の引き下げに反対する意見書」

○提出者 大澤弘悦議員

○賛成者 澤谷松大議員

○賛成者 秋田雅敏議員

◇「このころの健康を守り推進する基本法」(仮称)の法制化を求める意見書

○提出者 大澤弘悦議員

○賛成者 秋田雅敏議員

◇「TPPへの参加反対を求める意見書」

○提出者 大澤弘悦議員

○賛成者 澤谷松大議員

○賛成者 秋田雅敏議員

○賛成者 澤谷松大議員

○賛成者 秋田雅敏議員

(原案のとおり採択・可決し、審議結果を関係機関へ通知しました)

《24年度補正予算》

一般会計補正予算は、歳入歳出にそれぞれ2,862万円追加し 総額 31億1,862万円としました。

- 主な内容と補正額
- 債務負担行為補正
- 戸籍電算化事業業務委託料 6,500万円
- 歳出 内訳
- 町長車購入費 667万2千円
 - 児童手当システム改修委託料 150万円
 - 各種予防接種委託料 123万4千円
 - 町営住宅修繕費増額 274万4千円
 - (善知鳥団地5戸1棟トタン屋根葺き替え)
 - 国際交流員 (ALT) 招致事業 260万円
 - 三保野14～16号線工事増額 540万円



一般質問



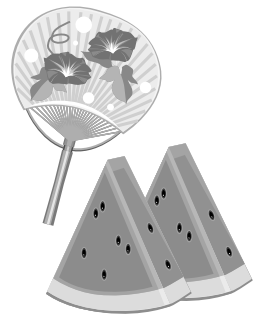
大澤 弘悦 議員

質問一 鈴木地区の踏切 (鈴木踏切)の安全と 排水対策を早急に



鈴木踏切の安全対策は昨年の六月議会の一般質問でも取りあげている。踏切と国道の距離が短い、大型車輛の交通量が多い。踏切の幅員が大変狭いため、通学児童生徒、通勤する人たちが不安な気持ちで渡っております。又大雨の度側溝が溢れ住宅被害も発生している。

町全体の事業の優先度を見極め、計画を見直してでも早急に取り組むべきと考えます。



答弁(町長)

電源立地地域対策 交付金を活用して実施に 向けて努力したい

踏切拡幅についてJ.R盛岡支社と現地確認を行い検討。拡幅事業は全額町負担となり約九千万円程度と考えられ、財政事情を考慮しながら電源立地対策事業、国庫補助事業等を活用し実施に向けて努力したいと考えております。

鈴木一号线から鈴木川までの側溝排水対策は、県に要望しているがまだ見通しは立たない。今年度は町単独事業の雇用対策事業等で県と協議しながら対応したい。又町内会の側溝清掃作業等実施して頂ければ幸いです。

質問二

百目木漁港の 流砂対策を どう考えているのか

ようやく完成した百目木漁港であるが、度重なる時化のため流砂が再び流入し、漁船が入港出来ず春先の耳吊り作業も横浜漁港まで行き作業したと聞いている。これらを解消する対策をお聞かせ願いたい。

答弁(町長)

五月に町単事業で実施 漁港関係の補助事業を模索中

三月開催の常任委員会でも要望され、二十四年度の流砂対策浚渫工事は五月に終了している。年一回のしゅんせつ工事で漁船が往来出来ないことも考えられ、その場合財政担当課と協議して補正対応で臨む。漁港関係の補助事業は県等協議しながら模索中です。



完成の百目木漁港

一般質問



秋田 義美 議員

様にとるのか。

問題の解決策として控訴人を含めた関係者みんなで話し合いの場を持つ考えはあるかどうか。

答弁（町長）

仙台高裁の判決がすべて

これ以上答弁

することはしない

職員が本務である福祉活動専門員としての福祉活動をおこなっていたのは事実。そのとおり答弁したものです。

補助金の不正利用ではないと神聖な場所で答弁したのは当該職員が本務である福祉活動専門員の業務をおこなっていたのが事実であり、補助金の不正はない。と答弁したものです。

内容証明付きの抗議書の回答を控えた理由は、事実関係についての認識、意見の相違がありましたので、控えさせて頂きました。

町長である私の責任についての質問は、これからも議員各位、町民と共に町政運営の一翼を担っていく所存であり

ます。

仙台高裁の判決がすべて。これ以上答弁することはない。話し合いの場は必要ないと思っております。

質問二

住民監査請求発言と

代表監査委員の

資質について

三月の定例議会で「平成二十年四月の住民監査請求した際委員の中に町の福祉担当課長もいる」という趣旨の発言を全くの嘘、削除願いたいと言いました。もう一人の委員のことであり、言い過ぎであり削除の必要もないのではなにか。又監査請求人とのやりとりを否定されるのかどうか。副町長との姻戚関係から現職において職を辞すべきではないか。

答弁（代表監査委員）

今まで公平不偏に

職務を遂行してきた

これからも誠実厳正に

自分の経歴から答弁したもので、住民監査請求に関する請求人の陳述調書も三月議会で答弁したとおり、正確さに欠けております。

代表監査委員の資質については、平成二十年十一月二十一日の第三回臨時議会において議会の同意を受け、これまでに常に公平不偏に職務を遂行して参りました。今後も誠実かつ厳正にその職務を遂行する考えです。

一般質問



沖津 正博 議員

質問一

税金滞納による

「短期保険証受給者」にも

医療費軽減となる

「限度額認定証」の交付を

国保税の滞納者には「限度額認定証」や「標準負担額減額認定証」の交付はしていません。平成十九年厚生労働省国民健康保険課長より出された通達では、保険料の滞納があっても町が適当、特別の事情と認められる場合は交付することができるとしています。

滞納者であっても交付判断において特別の理由に該当するか否かの周知徹底を図って頂きたいこと、納税相談に応じ、納付する世帯には交付していくべきでないか。

平成二十年の本議会で病欠の副町長に代わり答弁した町長の「ご質問のような事実はその職員が本務である福祉業務を行っている件費の支出に対し問題ない。」という発言は担当課の報告を聞いてのものだったのか。

副町長、担当課長は神聖な議会で事実を隠匿した報告書に基づく答弁をしたのか。

平成二十年十一月十二日付けで内容証明付き抗議書を送付しているが、何故抗議書を無視したのか。

不当利得の返還請求権の時効は十年である。社協に返還を求めないことの責任はどの



答弁（町長）

**憲法での権利の部分と
税を納めることでは
義務の部分もある**

国民健康保険法では保険給付の制限を保険税滞納者について、保険給付の一部又は全部差し止めることとなっております。当町では、過年度分の滞納額がある場合は短期保険証を交付し、高額療養費制度の現物給付となる「限度額適用認定票」は交付しておりません。これらの対応については、納税者の公平性を保ち、税の収入確保の観点から必要な措置と考えております。自治体によって対応が違っているということであり、当町の検討をかさね、逆に、当たり前に「保険証」「限度額認定証」の交付が出来るような体制に早くなれるよう対応しております。



質問一

**「時代を読む町づくりを」
今後の地域再生可能
エネルギーの
ビジョン遂行の
方向性、可能性は**

平成十四年作成した町地域エネルギーのビジョンでは逐次見直しをしながらも時代を読む町づくりが求められていると感じています。風力発電是非進めて欲しいと同時に町が事業主体となって取り組み可能性がないのかどうか。又エコサイクルの啓蒙を図っていく機会を設け、有力な風力、今後の地域再生可能エネルギーの町のビジョン遂行の方向性、可能性を伺いたい。

答弁（町長）

**エネルギーを町の
施設等に活用し
地産地消の
方向に進めたい**

平成十四年二月に作成の地域新エネルギービジョンでは、町の新エネルギーの導入

適正では、風力エネルギーが風教データからも県内有数の有望地域となっている。大豆田地区六基の風力発電の固定資産税は年間約八百万円賦課されている。今後ハヤブサエナジー(株)二基、くろしお風力発電(株)十四基、日本風力(株)二十一基、ミツウロコグリオンエネルギー(株)十九基、日立造船(株)三基等が計画されております。

また具体的ではないがメガソーラーの話もあり、その様なエネルギーを町の施設、ハウス等含めて農家のため使つてどうかということでは具体的に詰める予定です。七月一日からスタートする再生可能エネルギーの固定資産買い取り制度により太陽光や風力等の自然エネルギーによる発電の普及がさらに促進されるもので、町としても何とか地産地消のエネルギーの方向に進めて行きたいものです。

？メガソーラーとは？
一メガワット(千キロワット)を超える大規模な太陽光発電施設のこと。



委員会の活動

【総務教育常任委員会】

六月十三日開催



委員長 澤谷 松大

☆教育課☆

○昨年の学校指導要領の改訂で、小学校から英語を馴染ませていくために教師の補助をお願いすることで国際交流員（ALT）の配置を考えている。補正予算計上で対応したい。

上北教育事務所管内ほとんどの町村に配置されている。横浜町に住んで頂くので、外国人であろうと積極的に話す、コミュニケーション能力の向上、その態度を身につけてもらいたい。

CALL-ALTC

(Assistant Language Teacher)
日本の学校における外国語授業の補助を行う助手。

☆公民館・図書館・ふれあいセンター☆

○温泉を設置した当初からの浴槽の「手すり」の一部修繕、一部新規の設置と合わせての工事となる。入浴者への安全・安心に配置したもの。

☆税務町民課☆

○平成二十四年度の町税等徴収実績見込みでは、五月末現在で現年分国保税は九一・〇八%と収納率がかなり伸びている。一般税の収納率も良い。これからも全員体制で取り組みたい。

○特別災害（高水温によるホタテ被害）における町民税等の減免状況の報告

住民税（県・町）

減免対象者 七名
減免額 九八万四〇〇円

国民健康保険税

減免対象者 十一名
減免額 二七九万一七〇二円

☆総務課☆

○補正予算で公用車の購入を考えている。現在の町長車は走行距離十三万km、燃費が悪く一L当たり七km、冬場だと五kmの走行距離だ。地球温暖化、二酸化炭素の排出量を抑える意味でも価格は高いがハイブリット車の購入を検討している。

意見として

*ハイブリット車に替える自体は良いこと。重装備の高級車ではなく、低クラスのハイブリット車とか、様々な用途で活用するような車も考えられるのでは。検討をお願いしたい。

○「上十三地域定住自立圏構想」で具体的にこの事業をやるといふようなことがあったら紹介して欲しい。

他の先進地定住圏でやっている事業では、全市町村で取り組む防火体制整備。地域防災整備計画の情報共有。結びつきネットワーク等の強化では七戸町提案の圏域公共交通、交通路線維持事業生活な

どやイベントの交流事業などが提案されている。

？上十三地域定住自立圏構想とは？

国で策定した定住自立圏構想推進要綱により推進されているもの。人口五万人程度以上の市を「中心市」としてその周辺市町村と一体一の協定を締結するもの。上十三地域の場合は十和田市、三沢市の共同の中心市となり上十三地域の全町村（六町村）と協議。

○上十三消防指令業務の共同運用の説明

現在の一一九番通報を横浜消防署で受信する形から、十和田の消防本部に通信司令室を設ける形になる。

サーバーを付けることにより、火事、救急通報の図面や電話番号が横浜に送られて出動する。正しい情報が町民に行くかどうか検討課題。これから協議してどの様な形で提案出来るか協議する。



？上十三地域八市町村の消防本部の共同運用化とは？
六月に推進協議会を設立し、二十三年度は一一九番通報の受けや出動指令業務を行う「共同指令センター」のシステム構築、消防救急無線でデジタル化整備などに関する調整を行う。二十五年四月法定協議会を設立後、平成二十八年から共同司令センターを運用開始の予定。

【産業民生常任委員会】



委員長 秋田 雅敏

☆産業建設課☆

○ナタネに対する町単独補助金は、戸別所得補償助成金があるため当初予算では計上していない。

○「日本一の菜の花の都保護基金条例」を廃止する案については、ナタネに対する町の方針、交付金等今後の状況を見ながら検討していく必要があるのではないか。



○菜の花フェスティバル関係の観点からもこれに関する意見の交換をする機会を希望する。

～横浜町

森林組合の状況

(担当課より報告)

指導機関の青森県では、平成二十四年三月二十七日付けで横浜町森林組合に対し、正当な理由がないのに一年以上事業を停止しているとして、森林組合法第百十四条の規定により解散を命じております。森林組合では四月六日に清算人登記を終え、その後清算書類の貸借対照表を作成し、五月十五日には役場会議室で清算人会を開催し、出席清算人において貸借対照表を承認、また併せて作成した貸借対照表を基に、森林組合の財産をもって債務を完済するには不足が生じることが明らかであるため、出席清算人全一致で青森地方裁判所へ破産宣告の請求をすることとし、破産管財人への事務の引き渡しをもって清算人の任務が終了することになっている。

☆農業委員会☆

○六月定例総会日程報告
六月二十六日から二十八日まで柏崎刈羽原子力発電関係の視察研修を予定している。

☆健康福祉課☆

○よこはま温泉の温度を変えた浴槽の新設、サウナ室増設により入浴者数が年間で五千人増の見込みである。入浴料の増も見込めるが光熱水費等



出来秋に期待して！
斑点米カメムシの
防除を徹底し、
目指せ全量一等米

二十四年七月十八日(水) 良質米生産現地検討会耕地整理 (本町) 新館虎夫さん ほ場

の推移もあるので年間トータルで試算したい。

○社会福祉協議会の問題に関しては次回の常任委員会で報告をお願いしたい。

議員研修報告

七月十二日、青森市民ホールにおいて青森県町村議会議長会主催により、県下町村議会議員研修会が開催され九人の議員が出席しました。

講演 「これからの政局・政治のゆくえ」
講師 田崎史郎氏

田崎氏は昭和四十八年「時事通信社」に入社。政治部の記者、首相官邸クラブのサブキャップを経て現在は解説委員として活躍、豊富な知識を生かし「報道ステーション」「とくダネ!」「ニュースキャスター」などテレビ番組にコメンテーターとしても出演しております。

政界取材をもとにした政治家との裏話、消費税関連法案をめぐる民主党分裂、衆議院解散総選挙議席予想などについて一時間三十分講演されました。

議会を傍聴しませんか

6月議会傍聴者は18名でした。
町の動きを知るよい機会です。

次の定例議会は9月(第3回定例議会)予定です。
よこはま広報(9月号)で日程をお知らせします。
みなさんの傍聴をおまちしております。
(詳しくは議会事務局まで) TEL78-2111 内線431

みなさんの声をお聞かせください
町民の皆さんに親しまれる紙面づくりを目指し、ご意見、ご要望(傍聴された方のご意見も合わせて)お待ちしております。

広報編集委員会
TEL78-2111 内線430-431